

「ファミリー・サポート・センター補償保険(育児)」

「ファミリー・サポート・センター補償保険(育児)」は、ファミリー・サポート・センター事業において、①提供会員が活動中に傷害を被った場合 ②対人事故または対物事故が生じ、提供会員やファミリー・サポート・センターが万一法律上の損害賠償責任を負った場合 ③依頼会員の子どもが援助を受けている間に傷害を被った場合、対象となります。

(1) サービス提供会員傷害保険

① 内容

提供会員が、保育援助の提供中や、保育援助を提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、対象となります。

② 保険金額(補償額)

保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	500万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～20万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
入院保険金 (1日あたり)	3,000円 ※180日以内の入院	活動中に被った事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	3,000円 ×10倍(入院中の手術) または 5倍(入院中以外の手術)	活動中に被った事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合 ※1事故につき1回の手術のみ
通院保険金 (1日あたり)	2,000円 ※180日以内の通院に限り 90日限度	活動中に被った事故によりケガをし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院による医師の治療を受けた場合

(2) 賠償責任保険

① 内容

提供会員が、保育援助提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、提供会員と同居の親族を除く。)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは提供会員が負担する賠償金等が対象となります。

② 支払限度額(補償額)

保険の種類	支払限度額	保険の種類	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円	初期対応費用	500万円
		訴訟対応費用	1,000万円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円	受託者賠償責任保険	10万円

(注1) 初期対応費用：担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体の障害である場合の被害者に支払う見舞金または見舞品の購入費用(社会通念上妥当なもの)等

(注2) 訴訟対応費用：万一訴訟になった場合、応訴のために合理的に必要な内部的費用(事故原因調査費用、意見作成費用等)でその額が、社会通念上妥当なもの

(注3) 受託者賠償責任保険：依頼会員から預かった現金・預かり品が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合に対象となります

(3) 依頼子供傷害保険

① 内容

依頼会員の子どもが、保育援助を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず対象となります。

② 保険金額（補償額）

保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	障害の程度により 300万円～12万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて、180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	3,000円 ※180日以内の入院	活動中に被った事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
手術保険金	3,000円 ×10倍(入院中の手術) または 5倍(入院中以外の手術)	活動中に被った事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合 ※1事故につき1回の手術のみ
通院保険金 (1日あたり)	2,000円 ※180日以内の通院に限り 90日限度	活動中に被った事故によりケガをし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院による医師の治療を受けた場合

「ファミリー・サポート・センター研修・会合傷害保険」

「ファミリー・サポート・センター研修・会合傷害保険」は、ファミリー・サポート・センターが主催する各種事業(研修・交流会、事前打ち合わせ等)の参加者(講師・児童を含む)が事業の開催中及び各種事業への往復途上(自宅との通常の経路)に被った急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、対象となります。

保険金額（補償額）

保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	500万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～20万円	活動中に被った事故によりケガをした日から、その日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	3,800円 ※180日以内の入院	活動中に被った事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	3,800円 ×10倍(入院中の手術) または 5倍(入院中以外の手術)	活動中に被った事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合 ※1事故につき1回の手術のみ
通院保険金 (1日あたり)	2,300円 ※180日以内の通院に限り 90日限度	活動中に被った事故によりケガをし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院による医師の治療を受けた場合

センターが把握していない援助活動は、保険の対象にはなりません。